## 特定小売商業施設の基準店舗面積(案)に対する意見と対応(案)

## 【県民】

| lo. | 市町村         | 該当項目   | 意見の内容   | 対 応 (案)  |
|-----|-------------|--------|---|--|
| 1   | 県民<br>(福島市) | 見直し(案) | 現行6,000㎡を見直し案8,000㎡とすることについて異議があります。面積の緩和、つまり大型店舗の抑制する枠を広げることについては、地域の商業ばかりでなく、買い物弱者の利便性の更なる悪化を生み出すものと考えます。地域生活の「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」主旨に反します。むしろ小型でも各地域に複数立地できる店舗が望まれると考えます。  | 引き続き適正な配置を図っていく考えです。<br>また、基準店舗面積の見直しと同時に、基本方針においては、   |
| 2   | 団体<br>(福島市) | 見直し(案) | 新たに進出する小売商業施設の面積規制に関しては、現行 6,000㎡を維持すべきと考えます。2,000㎡の上乗せは、現行よりもさらに集客力を増した店舗の郊外での展開が可能となり、既存中心市街地の空洞化にさらに拍車がかかりかねません。現在の基準でも、新たに幹線道路が開設されると、その道路周辺に、全国展開のスーパーや飲食店などのチェーン店が立ちるび、結果として中心市街地での客離れ、空洞化が進行している現状です。福島市の場合、西道路の開通、大森・黒岩間の道路の新設などがそのいい例です。結果として駅前周辺の既存の商店街の空洞化が進行しておりますし、松川、飯坂、瀬上など郊外の地域での商店の減少を招いております。いま必要なのは、面積の見直しではなく、新たな幹線道路の開通の際に、新たな商業施設の設置そのものを「規制」する施策、条例等が必要ではないでしようか。郊外への店舗の新設、結果としての旧市街地での既存商店の減少は、「歩いてくらせるコンパクトなまち」にはほど遠いものとなってしまいます。立地調整の対象となる基準店舗面積は現行面積6,000㎡を維持するとともに、新たな道路の開設にともなう市街化区域への編入地域における、商業施設の新設を規制する条例への見直しを求めます。 | 今後も、「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」の考え方に基づき、特定小売商業施設の郊外立地の抑制と中心市街地をはじめとしたまちなかへの誘導を基本とした適正配置の実現に取り組むと同時に、商店街等の商業振興の施策の実施により、総合的に商業まちづくりを推進していく考えです。<br>見直し案は、原案の通りとします。 |

| No | 市町村         | 該当項目    | 意見の内容   | 対 応 (案)  |
|----|-------------|---------|---|--|
|    | 県民<br>(福島市) | 見直しの理由等 | 「①町村部や若い世代の買い物環境の満足度が比較的低い」の判断に至った基本考察の元になった「商業まちづくりに関するアンケート」のデータはないのですか。結論付ける根拠の調査データの判断は適正なのか不明です。 | 平成30年度に実施した「商業まちづくりに関するアンケート」では、県民2,500名を対象に郵送によるアンケート調査を実施しました。 調査では、「現在の買い物環境(日常生活の買い物の場)に満足しているか。」という質問をしており、市部と町村部でその結果を比較すると、市部の75.5%、町村部の63.4%が満足傾向となっており、町村部の方が1割以上満足傾向が低いという結果が出ています。 また、年齢別に満足傾向を見ると、20代が66.0%、30代が61.3%となっており、40代(73.4%)や60代(75.5%)と比較すると低いことがわかっています。 アンケート結果の詳細については、以下のホームページを御参照ください。 【県商業まちづくり課ホームページ】 https://www.pref.fukushima.lg,jp/sec/32021d/machidukuri-ankeito.html |

## 【市町村】

| No. | 市町村名  | 該当項目   | 意見の内容   | 対 応 (案)  |
|-----|-------|--------|---|--|
| 1   | 会津若松市 | 見直し(案) | 県内の社会経済情勢の変化、特に、県外への消費流出を防ぐという視点などを含めた今回の見直しについては、意義があるものと認識している。今回の見直しにより、・歩いて暮らせるまちづくりの実現・県外への消費流出の防止・地域における消費購買動向への対応等、今後も課題に対する効果検証を引き続き行いながら、適宜、見直しを行うなど、地域の実情を踏まえて柔軟に対応していただくことを望む。 | 今後も、県内の社会経済情勢の変化等を踏まえながら、適切に<br>対応してまいります。   |
| 2   | 相馬市   | 見直し(案) | 基準店舗面積を6,000㎡から8,000㎡に引き上げることによって、<br>市内中心市街地の空洞化が懸念される。  | 今後も、「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」の考え方に基づき、特定小売商業施設の郊外立地の抑制と中心市街地をはじめとしたまちなかへの誘導を基本とした適正配置の実現に取り組むと同時に、商店街等の商業振興の施策の実施により、総合的に商業まちづくりを推進していく考えです。<br>見直し案は、原案の通りとします。 |

【商工関係団体】

| No. | 工関係団体』<br>  団体名 | 該当項目   | 意見の内容  | 対 応 (案)  |
|-----|-----------------|--------|--|--|
| 1   | いわき商工会議所        | 見直し(案) | 【意見】<br>特になし<br>【理由】<br>見直しの考え方の通り、大型店の出店傾向、県内の消費購買動向や買い物環境の状況、社会経済情勢が変化していることを踏まえ、改めて立地調整の対象となる特定小売商業施設の適正な規模の検討は必要と考えることから、市町村の区域を越えたまちづくりに大きな影響が及ばないと考えられる範囲内で、基準店舗面積を引き上げることは妥当と考える。 | -  |
| 2   | 商工関係団体<br>(県北)  | 見直し(案) | 【意見】<br>見直し案8,000㎡に賛成いたします。<br>【理由】<br>抑制は必要であるが、今回のある程度の緩和により立地の場合、中心市街地等地域の魅力増(若い世代が住みたくなる街づくりや生活利便性の維持・向上、交流人口の拡大、地域との共存共栄のための地域貢献活動等の推進)が期待出来るため。<br>地場産業、産品の育成と販路拡大等が期待出来るため。       | _  |
| 3   | 福島県<br>商工会連合会   | 見直し(案) | 今まで地域小規模事業者が果たしてきた役割を考慮しつつ、小<br>規模事業者に配慮した内容としていただきたい。   | 地域の小規模な小売店舗等は、自動車に過度に依存せず、誰もが身近な場所で買い物ができるまちづくりの実現のために必要不可欠であり、人口減少・高齢化の更なる進展が予測される状況において、今後も重要な役割を担うものと考えています。<br>今後も、まちづくりの主体である市町村と連携を図りながら、中心市街地をはじめとした商店街や地域の買い物を支える商店等への支援を行うなど、商業まちづくりの実現に向けた施策を総合的に検討・実施してまいります。<br>見直し案は、原案の通りとします。 |

| No. | 団体名           | 該当項目   | 意見の内容  | 対 応 (案)  |
|-----|---------------|--------|--|--|
| 4   | 福島県中小企業団体中央会  | 見直し(案) | 【意見】 基準店舗面積の緩和は、一部の商店街組合では、緩和による大型店出店の加速化を懸念しており、緩和に賛成できないとの意見があるものの、ほとんどの商店街組合では、インターネット販売の増加や県外への買い物客流出など、消費購買動向が変化していることから、8,000㎡への緩和は致し方ないと考えている。そのため、緩和により小規模小売店に影響が出ないよう支援施策のさらなる充実をお願いしたい。  【理由】 県が実施した、県民・市町村・商工団体へのアンケートの結果では、「引き続き抑制は必要だが、ある程度の緩和も必要」との回答が多く、社会経済情勢が変化していることから基準面積の緩和は致し方ない。 一方、一部の商店街組合では、基準面積緩和によりドラックストア等のその他の店が集積する「タウン施設」の開設が容易となると考えており、小規模小売店が大型店出店の影響も懸念されるところである。 | 地域の小規模な小売店舗等は、自動車に過度に依存せず、誰もが身近な場所で買い物ができるまちづくりの実現のために必要不可欠であり、人口減少・高齢化の更なる進展が予測される状況において、今後も重要な役割を担うものと考えています。<br>今後も、まちづくりの主体である市町村と連携を図りながら、中心市街地をはじめとした商店街や地域の買い物を支える商店等への支援を行うなど、商業まちづくりの実現に向けた施策を総合的に検討・実施してまいります。<br>見直し案は、原案の通りとします。 |
| 5   | 福島県商店街振興組合連合会 | 見直し(案) | 【意見】 基準店舗面積の緩和は、一部の商店街組合では、緩和による大型店出店の加速化を懸念しており、緩和に賛成できないとの意見があるものの、ほとんどの商店街組合では、インターネット販売の増加や県外への買い物客流出など、消費購買動向が変化していることから、8,000㎡への緩和は致し方ないと考えている。そのため、緩和により小規模小売店に影響が出ないよう支援施策のさらなる充実をお願いしたい。  【理由】 県が実施した、県民・市町村・商工団体へのアンケートの結果では、「引き続き抑制は必要だが、ある程度の緩和も必要」との回答が多く、社会経済情勢が変化していることから基準面積の緩和は致し方ない。 一方、一部の商店街組合では、基準面積緩和によりドラックストア等のその他の店が集積する「タウン施設」の開設が容易となると考えており、小規模小売店が大型店出店の影響も懸念されるところである。 |  |

| No. | 団体名        | 該当項目   | 意見の内容  | 対 応(案)   |
|-----|------------|--------|--|--|
| 6   | 相馬商工会議所    | 見直し(案) | 【意見】 以下の理由から、見直し(案)の基準店舗面積要件の緩和については反対いたします。  【理由】 地方の中心市街地は、店主の高齢化や後継者不足などにより空洞化やスポンジ化が進行しております。商工会議所としても現状からの判断としては特定小売商業施設の共存を図るための適正な誘導とは言え、見直し案によって相馬市文化の中心である市街地の後退に拍車をかける恐れがあります。 3見直しの理由等として記載されている「商業まちづくりに関するアンケート」の②郊外への大型店の立地抑制に関する考えは、商工関係団体は、「引き続き抑制は必要だが、ある程度の緩和も必要」の回答が約40%の結果とのことで、その裏を返せば約60%は、緩和に賛成してしていないことも表している。   | 基準店舗面積の見直しについては、「商業まちづくりに関するアンケート」において、 ①町村部や若い世代の買い物環境の満足度が比較的低いこと、②郊外への大型店の立地抑制に関しては、県民や市町村は「ある程度の緩和も必要」との回答が最も多く、商工関係団体についても約40%が「ある程度の緩和も必要」と回答していることから、社会経済情勢の変化等も踏まえ、総合的に判断したものです。今後も、まちづくりの主体である市町村と連携を図りながら、中心市街地をはじめとした商店街や地域の買い物を支える商店等への支援を行うなど、商業まちづくりの実現に向けた施策を総合的に検討・実施してまいります。 見直し案は、原案の通りとします。 |
| 7   | 国見町商工会商業部会 | 見直し(案) | 【意見】<br>見直し案を削除すべき<br>【理由】<br>昨今、大型店の小型化、スリム化が進められており、好調であると言われています。<br>2006年に他県に先駆け制定された「福島県商業まちづくり条例」<br>以降、6,000㎡未満の店舗やコンビニが数多く出店されており、買い物等に不便を感じたことはありません。<br>また、資料1、4ページ26行にあるように大型店ですら危機感を抱いているインターネット販売がさらに加速すると予想され、大型店が撤退した後に廃墟化する危険性も考慮しなければなりません。<br>このような中、売り場面積6,000㎡~8,000㎡といった店舗に対し緩和する意味が見いだせないと考えます。<br>一方、大型店出店に際し、反対するばかりだけではなく、「ふくしま小規模企業者等いきいき支援事業」にある商店会等に対する補助金を拡充していただき、そのような補助金を活用しながら商店街も努力する必要があるといった意見があったことも付させていただきます。 | 基準店舗面積の見直しについては、「商業まちづくりに関するアンケート」において、 ①町村部や若い世代の買い物環境の満足度が比較的低いこと、②郊外への大型店の立地抑制に関しては、「ある程度の緩和も必要」との意見が多いことから、社会経済情勢の変化等も踏まえ、総合的に判断したものです。 今後も、まちづくりの主体である市町村等と連携を図りながら、「小規模企業者等いきいき支援事業」をはじめ、商店街や地域の買い物を支える商店等への支援を行いながら、商業まちづくりの実現に向けた施策を総合的に検討・実施してまいります。見直し案は原案の通りとします。                                   |

| No. | 団体名      | 該当項目   | 意見の内容   | 対 応 (案)   |
|-----|----------|--------|---|---|
| 8   | 石川町商工会   | 見直し(案) | 【意見】<br>基準店舗面積は従来通り6,000㎡とすべきと考える。<br>【理由】<br>人口減少・高齢化は深刻な状況まで達しており、乱立する大型店においては、いずれ撤退するような例も見受けられる。<br>また、アンケート調査による町村部の若い世代の買い物環境の満足度を重要視するよりも町村部の高齢化した買い物弱者への方策を早急に検討すべきである。 | 基準店舗面積を8,000㎡に見直した場合も、特定小売商業施設については、「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」の考え方に基づき、郊外への立地抑制と中心部への立地誘導を基本とし、引き続き適正な配置を図っていく考えです。また、基準店舗面積の見直しと同時に、基本方針においては、地域における小売商業施設の維持などを通して買い物困難者対策に取り組む必要性についても今回の見直しで盛り込んでおり、今後も市町村と連携しながら買い物困難者に係る施策に取り組んでいく考えです。見直し案は、原案の通りとします。  |
| 9   | 会津美里町商工会 | 見直し(案) | 基準店舗面積を見直す必要があるのは、県内すべてではなく、<br>隣接県に客層が流れる地域のみで良いのでは。<br>また、高齢者等は県外まで買い物には行かないのではないかと<br>思われます。<br>町内の小売店舗の減少を少しでも抑える方向で検討して欲し<br>い。  | 基準店舗面積の見直しについては、市町村相互のまちづくりへの影響や届出を行う大型店設置者の混乱を避ける観点から、県内一律に見直すこととしています。 地域の小規模な小売店舗等は、自動車に過度に依存せず、誰もが身近な場所で買い物ができるまちづくりの実現のために必要不可欠であり、人口減少・高齢化の更なる進展が予測される状況において、今後も重要な役割を担うものと考えています。 今後も、まちづくりの主体である市町村と連携を図りながら、中心市街地をはじめとした商店街や地域の買い物を支える商店等への支援を行うなど、商業まちづくりの実現に向けた施策を総合的に検討・実施してまいります。 見直し案は、原案の通りとします。 |

| No. | 団体名                     | 該当項目            | 意見の内容  | 対 応(案)   |
|-----|-------------------------|-----------------|--|--|
| 10  | 栄町商店街振興組<br>合<br>(南相馬市) | 見直し(案)          | 【意見】 8,000㎡案について 現行通り6,000㎡で十分と考えている。  【理由】 立地・規模・装置(売場面積)・品揃えで、商圏が決められると言われているのが、県内大型店の出店方法を見る限り、タウン方式を取り6,000㎡以内の店舗を複数つくり、商圏規模の拡大を戦略として取っている。 こうした施設は郊外立地なので、地域商店街は、ますます疲弊して空き店舗、後継者不足におちいり、コミュニティのより処としての商店街は、衰退の一途をたどっている。 大型商業資本は、赤字が続くと簡単に閉鎖をしてしまい、まちづくりなど共存共栄に全くと言っていい程考えていない。 従ってコンパクトなまちづくりを推進する県は、中心部商店街が果たしてきた役割をこれまで以上に重要視して、子供達や若い世代との交流やアイデアを取り入れる、まちづくりの支援を今後も続けて欲しいと考え現行売場面積としました。 | 響や期待される役割が入さいことから、地域との共存共衆の観点から、地域貢献活動の実施も求めています。<br>見直し案は、原案の通りとします。  |
| 11  | 会津若松<br>商工会議所           | 基準店舗面積<br>の算出根拠 | 【意見】 特定小売商業施設の基準店舗面積の算出根拠について、検討すべきである。  【理由】 現行6,000㎡から8,000㎡への面積変更理由において、東北地方における立地大規模小売店舗の割合の平均値を根拠とすることは、福島県の実情を考慮した県独自条例の数値設定根拠としては希薄であり、再検討の余地があるものと思われる。 (近隣県への消費者流出等を踏まえ)商圏を意識した視点で考察しても南東北に立地する本県の地理的特性や交通網体系をふまえれば、関東、北陸地方も視野に入れた検討の必要性があるものと思われる。 県内一律の基準については、広範で多極分散型である県土の7つの生活圏における実情がそれぞれ大きく異なることを踏まえた上での検討の必要性があるものと思われる。   | 基準店舗面積の見直し(案)の検討にあたっては、東北地方における大規模小売店舗の出店状況等を踏まえ、8,000㎡としていますが、本県の商業環境や人口、都市機能の集積状況等の諸条件を踏まえれば、東北地方における大規模小売店舗の出店傾向を基に検討を行うことが適当であると判断したものです。<br>基準店舗面積の見直しについては、市町村相互のまちづくりへの影響や届出を行う大型店設置者の混乱を避ける観点から、県内一律に見直すこととしています。<br>見直し案は、原案のとおりとします。 |